

滞在先での不在者投票のしかた

1 不在者投票に必要な書類の作成

あなたが串本町選挙管理委員会から『期日前投票・不在者投票宣誓書（兼請求書）』を取り寄せて、必要事項を記入する。

※串本町ホームページからもダウンロードできます。

※送付先はできるだけ詳しく記入してください。

（〒〇〇〇-〇〇〇〇 和歌山県〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号 〇〇駐屯地〇〇教育〇〇宿舍など）

2 不在者投票用紙等の請求

あなたが『宣誓書（兼請求書）』を串本町選挙管理委員会へ送付する。

（封筒に赤字で『選挙事務』と記載してください。）

『入場券』がある場合は、その『投票所入場券』も同封してください。

※FAXや電子メールで請求を行うことは出来ません。

○送付先 〒649-3592 和歌山県東牟婁郡串本町串本1800

串本町選挙管理委員会 宛

【注意】

串本町から他市区町村に住所を移転されている方は、投票することができません。

3 不在者投票用紙等の交付

『宣誓書（兼請求書）』に記載された『現住所』へ、投票用紙等が郵送されます。

※ 同封のビニール封筒は開封しないこと

4 不在者投票所での投票

あなたが滞在先の市区役所・町村役場内【滞在先の市区町村で選挙がおこなわれていない場合は、滞在先の市区役所・町村役場の通常の業務時間内に限ります。】へ、『上記の投票用紙等の入った封筒』をそのまま持参します。

あなたが本人であることを不在者投票所の係員が確認します。その後、係員の指示により投票を行います。

※ これであなたのすることは、終了です ※

5 不在者投票の送致

あなたが不在者投票を行った場所の選挙管理委員会が、串本町選挙管理委員会へ投票用紙を郵送し、投票日に投票所の投票箱に投函されます。